

吉野川市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

吉野川市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の推進及び市民サービスの向上等を図ることを目的とする。なお、乙においては別表に掲げる郵便局が本協定を実施する。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、連携協力して取り組むものとする。

- （1） 安心・安全な暮らしの実現に関すること。
- （2） 地域経済活性化に関すること。
- （3） 未来を担う子どもの育成に関すること。
- （4） 観光等情報発信・PRに関すること。
- （5） 地域住民の利便性向上に関すること。
- （6） その他、地方創生の推進に関すること。

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な取組内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙が、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 甲又は乙は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、連携事項の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した取組内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から2022年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

2021年9月24日

甲 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1

吉野川市

吉野川市長

原井 敬

乙 徳島県吉野川市鴨島町上下島128番地21

日本郵便株式会社 鴨島郵便局（代表郵便局）

局長

高橋 俊輝

(別表) 吉野川市内でサービスを提供する直営郵便局 (13局)

郵便局名	所在地	代表者 (局長)
鴨島郵便局	徳島県吉野川市鴨島町上下島128番地21	高橋 優輝
久宗郵便局	徳島県吉野川市山川町奥川田137番地	滑田 誠二
山川郵便局	徳島県吉野川市山川町翁喜台153番地3	正木 孝
牛島郵便局	徳島県吉野川市鴨島町牛島1275番地6	北池 昭代
飯尾郵便局	徳島県吉野川市鴨島町飯尾799番地1	河野 広之
森山郵便局	徳島県吉野川市鴨島町山路1081番地4	吉田 絹恵
鴨島本町郵便局	徳島県吉野川市鴨島町鴨島523番地4	杉野 昭仁
川島郵便局	徳島県吉野川市川島町川島150番地	赤松 実
学郵便局	徳島県吉野川市川島町児島字長池62番地8	安藝 浩資
山瀬郵便局	徳島県吉野川市山川町堤内52番地1	後藤 浩二
川田郵便局	徳島県吉野川市山川町川田636番地1	加村 亮
美郷郵便局	徳島県吉野川市美郷字宮倉1番地5	森口 憲治
東山郵便局	徳島県吉野川市美郷字古土地151番地1	上野 正豪